

令和3年1月15日

## 札幌市内における 営業時間短縮の協力要請について

<北海道商工会議所連合会>

北海道は、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた「集中対策期間の延長」を発表し、1月16日（土）から2月15日（月）までの期間中、札幌市内の下記に該当する飲食店等に、営業時間短縮の協力を要請しました。

本キャンペーンは、これらの要請に沿って運用しますので、対象となる登録事業者におかれましては、ご協力をお願いいたします。

### 記

1. 期 間    令和3年1月16日（土）から2月15日（月）まで
2. 要 請    ・ 営業時間は、午前5時から午後10時まで  
              ※夜10時以降～翌朝5時までの営業自粛を要請  
  
              ・ 「業種別ガイドライン」及び「新北海道スタイル」に基づく対策の徹底
3. 対 象    ① 「札幌市内」の 接待を伴う飲食店  
              ※風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗  
  
              ② 「すすきの地区」の 飲食店・カラオケ店・料理店・食堂等  
              ※接待を伴う飲食店を除く（上記①と重複のため）  
              ※南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目までの区域・  
              狸小路1丁目から狸小路7丁目までの狸小路に面する区域

※北海道が発表した「集中的に取り組む施策」の全容は、下記 URL をご参照ください。

（北海道 HP） [http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/0114honbukaigi32\\_kettei.pdf](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/0114honbukaigi32_kettei.pdf)